

## 静岡県ふじのくに防災士会 委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県ふじのくに防災士会（以下「防災士会」という。）会則15条に基づく委員会の設置、同第16条の委員会の組織・活動について必要な事項を定めるものとする。

### (要件)

第2条 委員会の設置及び活動にあたっては「会員同士の知識の向上」や「連絡体制の確立」など、防災士会会則に基づく目的を有していること。

2 委員会の設置及び活動は、営利を目的とするもの、または、営利企業の利益に結び付くと認められるものでないこと。

3 委員会の設置及び活動は、防災士会会則をはじめとし、法令・例規等に反しないこと。

4 市町等の地域の会員を対象とした委員会を設置する場合は、新たな防災士会の設置と認められるような県下全域を対象とした委員会の設置はできないものとする。

### (申請)

第3条 委員会の設置を希望するものは、ふじのくに防災士会会長（以下「会長」という）あて申請を行うものとする。

(1) 申請は、別紙の申請書（別紙1）によるものとする。

(2) 申請は、2名以上の会員の連名によるものとし、申請者（代表者）とその他の役員1名を指名すること。

(3) 申請に際しては、委員会の活動目的、具体的な活動内容、経費徴収や会員追加募集の有無がわかるよう、申請書にできる限り詳細に記載すること。

### (審査)

第4条 防災士会の役員は提出された申請書に基づき、当該委員会の設置の可否について役員会において審査するものとする。

(1) 役員会の審査については、出席役員の過半数の同意により委員会の設置承認とする。

(2) 役員会の開催の見込みがない場合や、特別に早急な審査が必要な場合は、会長の判断により、書面会議により審査を行うことができるものとする。

2 会長は、審査の結果、委員会の設置が承認された場合は、別紙の設置承認書（別紙3）を交付するものとする。

(1) 会長は、審査の結果、委員会の設置が不承認となったときは、その理由を申請者に口頭もしくは文書にて回答するものとする。

### (募集)

第5条 設置が承認された委員会については、必要に応じて委員会の会員募集を防災士会事務局に依頼することができるものとする。

(1) 会員の募集にあたっては、募集内容を明確にするため統一書式である、委員会参加者募集案内（別紙2）を作成すること。

(2) 委員会参加者募集案内の作成については、以下の内容について記載すること。

ア 活動の目的、活動内容、会の組織（設置場所等）と役員

イ 募集定員がある場合は定員を超えた場合の対応

- ウ 募集する会員の条件（居住地、勤務地等）
  - エ 会費を徴収する場合はその方法
  - オ 会の運営方法（例、会の定期開催方法・開催日時・場所等）
  - カ 入会申込み方法（連絡先・連絡方法）・問い合わせ先
  - キ 問い合わせ先
- 2 委員会参加者募集案内の他に、会独自の特徴を生かした案内パンフレット等の作成も可能とする。
  - 3 承認された委員会が使用する入会申込書については、各委員会で入会申込書を作成すること。
  - 4 入会申込を開始する際には、防災士会事務局へ作成した募集案内、パンフレット及び入会申込書を送付して依頼すること。
  - 5 防災士会事務局は、承認された委員会から入会申込の開始依頼があった場合は、送付された関係書類の不備を確認のうえ、速やかに各会員に委員会の設置とともに会員募集の案内をEメールにて連絡するものとする。

#### （入会）

第6条 防災士会の各会員は、事務局より送付された委員会設置及び募集案内等により入会を希望する場合は、各会員が直接、各委員会へ入会申込みを行うものとする。

- （1）防災士会の各会員は、入会に際して不明な点等について問い合わせがある場合は、各委員会の問い合わせ先へ直接問い合わせを行うものとする。
- （2）承認された各委員会は、入会に際して会員から問い合わせがあった場合は、丁寧な回答に努めなければならない。

#### （活動）

第7条 承認された委員会の活動については、各委員会がその責任を負うものとする。

- （1）経費徴収当の出納事務を行う場合は、取り扱いを厳正に行うこと。
  - （2）個人情報の取り扱いには特段の注意を払い、情報漏洩等の事故防止を図ること。
  - （3）活動広報等を行う場合には、個人情報を含め意見・報告などその内容に十分注意し、映像・音楽等の取扱いは著作権等の関係法令を遵守するとともに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の使用によるトラブルにも十分注意すること。
- 2 承認された委員会の活動が会則に基づく本会の活動として認められる場合は、その活動にあたって必要がある場合は「静岡県ふじのくに防災士会 ○○委員会」としてその名称を使用できるものとする。
    - （1）承認された委員会の活動は、承認申請を行った際の目的、活動内容を逸脱してはならない。
    - （2）承認された委員会の活動は、ふじのくに防災士会の信頼等を損なうような活動をしてはならない。
  - 3 会長は、委員会活動の場として各委員会から求めがあった場合は、静岡県地震防災センターの会議室の借用を静岡県に対して行うものとする。
    - （1）静岡県地震防災センターの借用については、静岡県地震防災センターの規約等に定められた方法によるものとする。
    - （2）各委員会は、静岡県地震防災センターの借用が必要な場合は、防災士会事務局あて静岡県地震防災センターの定める書式により申請すること。

#### （更新）

第8条 委員会の承認期間は3年間とする。

- (1) 承認期間満了後にも引き続き委員会活動を行っていく場合は、速やかに更新手続きを再申請書（別紙4）により行うものとする。
- (2) 承認期間満了時に更新手続きが行われなかった場合は、当該委員会は解散したものとみなす。この場合、再申請を行うことにより、再度委員会を承認することができる。

#### （変更）

第9条 承認された委員会の内容を変更する場合は、速やかに変更手続きを変更申請書（別紙5）により行うものとする。

- (1) 変更しようとする内容が、委員会設置承認時の活動内容など委員会の運営に大きな変更が加えられると認められる場合は、役員会により承認を受けるものとする。

#### （報告）

第10条 会長は、各委員会の活動について、必要に応じて報告をさせることができる。

- (1) 報告を求める内容は、会議や講習会などの活動実績、会員の構成、会計など、委員会の運営が適正に行われているかを確認するために必要な事項とする。
- (2) 会長は、各委員会の活動について、防災士会の活動を内外に示す手段として有効であると認められる場合は、各委員会にその活動内容を報告させ、二次利用することができるものとする。

2 承認された委員会は、前項に基づく報告依頼があった場合は、特段の事情がある場合を除き、これに協力しなければならない。

- (1) 各委員会は、前項に基づく報告ができない場合は、その理由を会長あて報告すること。

#### （公開）

第11条 会長は、承認された委員会について、特段の事情のない限りその名称や設置単位及び活動内容等を公開しなければならない。

- (1) 公開の方法については、ホームページもしくはメール等によるものとする。
- (2) 公開にあたっては、申請者（代表者）が公開内容申請書（別紙7）により会長あて申請するものとする。
- (3) 各委員会は、公開を望まない場合は公開辞退申請書（別紙8）により申請者（代表者）が会長あて申請するものとし、会長は役員会において審査を行い、その理由が特段の事情と判断された場合は公開をしないことができるものとする。
- (4) 会長は、各委員会の活動が防災思想普及のために抜群の効果が有り、他の模範と認められる場合は、第10条の報告に基づきその活動内容を一般に公開することができる。公開にあたっては、各委員会の了承を得るとともに、個人情報の取り扱いに万全を期すものとする。

#### （廃止又は休止）

第12条 承認された委員会を廃止又は休止する場合は、速やかに廃止手続きを廃止・休止申請書（別紙6）により行うものとする。

- (1) 休止しようとする期間や理由が、委員会の運営に大きな問題があると認められる場合は、役員会により承認を受けるものとする。

#### （その他）

第13条 委員会の活動において、事故等の得意事案が発生した場合は、速やかに会長に報

告すること。

- (1) この要綱に定めるもののほか、委員会の設置・活動等にあたり必要な事項は、防災士の役員会において決定するものとする。

#### 附則

この要綱は、平成 23 年 1 月 15 日より施行する。

令和 3 年 4 月 1 日一部改正、(公開を追加)